

医療 シリーズ 安全

第16回

ベッドシーツ交換時に患者を転落させた看護師に 業務上過失傷害罪の成立が認められた事案

弁護士 山口 祐輔

1.はじめに

今回は、ベッドシーツの交換時に患者を転落させた看護師が業務上過失傷害罪に問われ、罰金刑に処せられた事案（札幌簡裁平成18年10月12日略式命令）についてご紹介します。

2.事案の概要

本件は、看護師が、脊髓小脳変性症のため寝たきりの状態にある入院患者のベッドシーツを交換する際、他の看護師に介助を依頼することなく単独で、ベッド左側の転落防止柵を取り外したまま、同人の腰背部を押して左側に傾斜させて、ベッドシーツを強く引き寄せ、同人をベッド左側から床に転落させ、加療28日間を要する頭部外傷、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせたという事案です。

3.本件の特徴

患者の転落事故で裁判上争われることが多いのは、看護師が病室を不在としている間に転落防止柵がセットされていなかった（または不十分なセットしかされていなかった）ことなどが原因で、患者がベッドから転落して負傷または死亡したようなケースです。このようなケースでは、事故当時の具体的状況に応じて、看護師（病院）の法的責任を肯定する裁判例と、否定する裁判例があります。

本件は、看護師が患者の目の前で看護業務に従事していた最中の転落事故という点で上記のような典型例とは異なります。また、民事上の責任（損害賠償責任）に止まらず、看護師個人の刑事責任まで追及されたという点にも特徴があります。

4.裁判所等の判断

本件看護師は、通常は2名の看護師でシーツ交換を行うところを、他の患者の看護業務が遅延していたため、単独でシーツ交換を行いました。単独でシーツ交換を行う場合は、転落防止柵の使用や患者の姿勢に留意するなど、看護手順に従って患者を転落させないように処置すべき業務上の注意義務が課せられており、このような注意義務は比較的基本的な注意義務に当たります。

本件を担当した検察官は、本件看護師がこのような基本的注意義務を怠ったことから、過失の程度が重大であると考え、刑事責任の追及（起訴）に踏み切ったものと思われます。ただし、「略式命令請求」という簡易な起訴手続（公判を開かずに、書面のやり取りのみで比較的軽い刑を科すよう求める手続）が取られており、裁判所の判断も、業務上過失傷害罪の法定刑（本件当時は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金）の中では下限に近い罰金20万円というものでした。

本件は、看護中の事故により、看護師個人が刑事責任に問われる可能性があることを示すものとして参考になります。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階

電話：043-225-5242